イ　平成 13 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

C_{14}　ア　平成 14 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 14 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

C_{15} ＝ 0.006

D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの並びに平成 11 年度から平成 13 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額に相当する額

E_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都市に係るもの　0.013

イ　平成 11 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.022

E_{12}　ア　平成 12 年度市場公募都市に係るもの　0.013

イ　平成 12 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

E_{13}　ア　平成 13 年度市場公募都市に係るもの　0.021

イ　平成 13 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

α　第 2 号算式の符号 α に同じ。

F_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの並びに平成 14 年度から平成 17 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額に相当する額

G_{14}　ア　平成 14 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 14 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

G_{15} ＝ 0.006

G_{16} ＝ 0.024

G_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 13 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

C_{14}　ア　平成 14 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 14 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

C_{15} ＝ 0.024

D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの並びに平成 10 年度から平成 13 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額に相当する額

E_{10}　ア　平成 10 年度市場公募都市に係るもの　0.014

イ　平成 10 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.020

E_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都市に係るもの　0.013

イ　平成 11 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.022

E_{12}　ア　平成 12 年度市場公募都市に係るもの　0.013

イ　平成 12 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

E_{13}　ア　平成 13 年度市場公募都市に係るもの　0.021

イ　平成 13 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

α　第 2 号算式の符号 α に同じ。

F_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの並びに平成 14 年度から平成 17 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額に相当する額

G_{14}　ア　平成 14 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 14 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

G_{15} ＝ 0.024

G_{16} ＝ 0.025

G_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012